

書
(16)

昭和三〇年(ワ)第四九一四号
昭和三十一年(ワ)第四一七七号

準 備 書 面 (第九)

原告	被告
同	同
下田隆一外二名	岩淵文治外一名
国	

右当事者間の損害賠償等請求事件につき最終弁論に代えて準備書面を提出する。

なお文中「既に述べたとおり」とあるのは訴状および第一ないし第八各準備書面の記載を指すものである。

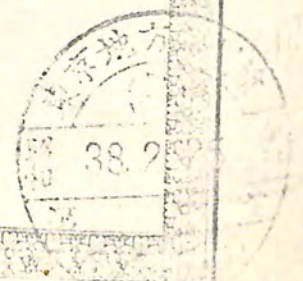
昭和三八年二月二十五日

原告等代理人

弁護士 松井康



東京高等法院



東京地方裁判所

民事第二四部御中

一 原爆被害の悲惨さしたがって原爆投下の非人道性、悪虐性は筆舌に尽せるものではない。

この訴訟はこの冷徹な事実の上に立つて、このことを十分に認識することから出発しなければならぬ。

すなわち原子爆弾の炸裂による万物に対する特殊加害影響力は、その目を覆わせる残酷性、影響力の時間的遺伝的持続性、場所的広域性などからして「地球を蒸発させ、人類を滅亡に陥れる」という形容詞が誇張でないとは今や公知の事実であり、当時も米国およびその首謀者トルーマンには十分認識されていたことは、「広島には数十年間にわたり草木さえ生存が許されないうであろう」とトルーマンが公言したことによ





つて明らかである。

被告は戦争は敵国を屈伏させるまで、限定された明示の禁止手段以外は、如何なる手段でも用いられると主張されるが、このような思想はヒューマニティを失つた死の商人ならぬ死の政治家の言といわざるをえない。

ニ原爆使用の違法性は既に訴状準備書面等で屢述したとおりである。わが政府も当時、本件原告等の主張と同様の趣旨で国に抗議した。この抗議書は、歴史的文書であり、まわめて価値の高いものである。被告が本訴において、自らこれを否定されることに深い遺憾の意を表せざるをえない。

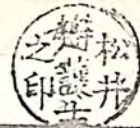
原爆使用の違法性は安井、田畑、高野氏等国際法学者の一致して認めるところである。とくに安井教授が実定国際法の中にはプリンシプルとルールがあり、原爆投下行為が右プリンシプルに反する点と原爆の兵器としての非人道性と使用方法



東京裁判所
憲法裁判所

の無差別性¹⁵両面から論述され、戦争の要求が人道の要求に譲歩しなければならぬ所以を、実定の国際法にもとづき歴史的に論証し、ルールに明定されていないからといって実定国際法に違反しないとすする解釈の誤りを指摘されている点は注目しに価しよう。

三 国際法違反の害敵手段によつて生じた損害はその被害者（国家法益の侵害の場合は国家、個人法益の侵害の場合は個人）に対し損害の賠償をしなければならぬ（条約上の明文があること、そしてまた国際法違反行為が米國法によつても日本法によつても不法行為になりその被害者に対し損害賠償をしなければならぬこと）も既に述べたとおりである。被告は、ここに所謂「統治行為の理論」をもち出して、原爆投下行為を司法審査権の対象から排除しようとして試みている。しかしこれは統治行為理論を誤解しているものであつて、国際裁判所



において、その違法性について判断を受けうる原爆投下行為が国内裁判所の審査権から除外されるいわれはない。宜職の布告行為（統治行為）についてその適否を司法権が判断することはできないだろうが国際法の評価をうける害敵手段の行使につきその違法性について司法審査をうけることは当然のことであるのみならず、所謂「統治行為論」が統治行為と基本的人権と衝突する場合にはここに足を踏み入れえないとして、明らかにされているところである。被告の主張は、ここでも勝つためには手段を選ばなくてよい、それによつて人権を侵害しようとも賠償しなくてよい、勝てばすべてが免責されるという実力むきだしの権力主義的な切り捨て御免の理論に陥っていることを指摘せざるをえない。

四 被告はまた「王は悪をなしえない」という英国法の古典的な

国家免責理論をもち出してゐるが、このよゝな理論が人権尊重の民主国家の標本とされる米國に継受されてゐないことは米國の獨立宣言をみるだけで十分である。仮りになお省みる余地のある理論であるとしても、これには合理的な制限が附されなければならぬことは当然である。その制限はその国家免責論が人類の滅亡と安全を破壊しないこと、そして著しく正義衡平に反しないことである。この故に地球を蒸発させ人類の滅亡を可能ならしめる原爆の使用にこの免責理論が働かないことはいふまでもないことである。くり返していふが本訴は原爆のもつこの恐るべき公知の破壊力を冷静に正確に真面目に認識するところから出發しなければならぬのである。

トルーマンの個人責任について、それが国内法的には、国家機関としての行為であつてもそれが不法行為責任を免れえな

松井

いことは既に指摘したとおりであり、また国際法上の責任に
おいてもそれを免れえないことはニールンベルグや東京の
各国際裁判が示すとおりである。

六 被告は国際私法についての議論をすることを的はずれの議論
であるときめつけられるのであるが国際法違反の害敵手段を
用いることが国内法によつて不法行為とされることがあるこ
とは鑑定人田畑教授も認めるところであり、そうであれば準
拠法決定のために国際私法の議論をしなければならぬこと
は当然である。

原告等が米国法および日本法上不法行為にもとづく損害賠償
請求権をもちうることは高野鑑定書（乙第五号証）も東京地
方裁判所（乙第三号証）東京高等裁判所（乙第四号証）も何
れもこれを認めているところであるし、平和条約一九条(A)項
もその存在を前提として（本件原告等の請求権をも含むもの

であることは乙第五号証高野鑑定書末尾の五行記載のとおりである。いふことは文理上疑問の余地がない。

被告は、原告等のいふ損害賠償請求権は、観念的なもので、実現手段をもたないものであるから権利でないとして主張される。これが敗戦国の宿命論である場合には、とるに足らぬ卑屈な理論であることは説明の必要がなからう。被告のこの理論が認められるならば戦時国際法は全面的に否定されることになるのであつて、どれほど使用を禁止されている兵器も勝てば違法の追及を免れるから勝つためには使用する。国際法を守つても敗れば、相手国の違法を追及できなから、勝つためには使用を禁止された兵器も使用せざるをえない、といふことを肯定する理論になる。

原告等が国際法にもとづいて米國ならびに首謀者たるトルーマンに対して有する損害賠償請求権は日本國によつて行使さ

松井
之印

一
字加松
之印

れる。自ら行使の手段を有しない権利は権利たりえないといふ被告の理論は、独断以外の何ものでもない。民主国家は国民のために存在する。自分の国の政府が行使することができれば、それで十分であろう。自国政府が国民のために働かないことを前提として国際法上の権利を考えねばならないとするのは、あまりにも情けない理論といわざるをえない。原告等が米国国際法私により準拠法たる日本法によつて米国およびトルーマンに対して有する損害賠償請求権（民法七〇九条ないし七一一条、七一五条）は自ら行使する。裁判管轄は何れの場合も米国連邦地方裁判所である。このように原告等は権利実現の手段を有するものである。被告が原告等の有する右権利を公権力を違法に行使して日米平和条約一九条(A)項により、放棄したことは明らかである。(1)よつて被告は原告等に対し国家賠償法一条によつてその損

書を賠償しなければならぬ。

(2) また被告が平和条約の締結にあたり原告等の権^利を公共のため放棄したのであるとすれば憲法第二九条によつて原告等に対し正当な補償をしなければならぬ。憲法も法であり、とくに二九条は綱領的規定ではないから、国民がこれによつて直接的に請求しうることは既に述べたとおりである。

(3) 被告が右正当な補償をしようにもその法律がないというのであればそのための立法をしないで慢然と今日に至つていふことが不法行為であつて、原告等に対し、民法七〇九条ないし七一一条によつてその損害の賠償をしなければならぬ。

八 原爆投下行為の違法性は国際法以前の問題であつて、国内法の直接的評価を受けるといふ主張は撤回する。